

漁獲可能量留保枠の配分について

令和 2 年 5 月
水 産 庁

1 制度の概要

まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば漁獲可能量留保枠の配分については、①基本計画の変更とする、②ただし、計画変更のうち、下記の「形式的な類型」については、当該類型に関する計画変更のルールについて事前に水産政策審議会のルールを聴いた上で同意を得ておき、当該ルールに則り変更されるものは、事後報告で対応できることとしている（別添参照）。

＜形式的な類型＞

(1) 発動要件

漁業種類別又は都道府県別の採捕の実績が基本計画に定められた数量の75パーセントに達した場合（以下達した日を「基準日」という。）には、(2)に基づき算出した数量を当該区分へ配分する。

(2) 配分量の算出

期間予測漁獲量と基本計画に定められた数量との差（A）又は漁期当初の数量（B）のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下①から③までの合計値とする。

- ① 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- ② 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月：
 - ア 当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値を同期間の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3漁期年を平均した値で除すことで算出した当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率（以下、「特異率」という。）が1以上の場合：
 - 当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に特異率を乗じて得た値
 - イ 特異率が1未満の場合：当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績
 - 当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

2 資源管理分科会への報告

第 100 回資源管理分科会（令和 2 年 3 月 2 日開催）以降、上記 1 の「形式的な類型」に則り留保枠から配分したので報告する。

（1）まさば及びごまさば（太平洋の海域、令和元年漁期）

計画（変更）日	指定漁業/都道府県	（変更後の）数量	国の留保枠	備 考
令和元年 7 月 1 日	宮崎県	12,000 トン	72,700 トン	
令和 2 年 3 月 25 日	宮崎県	17,000 トン	67,700 トン	前ページ A
令和 2 年 4 月 7 日	宮崎県	22,000 トン	62,700 トン	前ページ A
令和 2 年 5 月 8 日	宮崎県	34,000 トン	50,700 トン	前ページ B

（2）まいわし（日本海の海域、令和 2 年漁期）

計画（変更）日	指定漁業/都道府県	（変更後の）数量	国の留保枠	備 考
令和 2 年 1 月 1 日	大中型まき網漁業	10,000 トン	22,000 トン	
令和 2 年 3 月 24 日	大中型まき網漁業	16,000 トン	16,000 トン	前ページ A

（以 上）

漁獲可能量留保枠の配分について（まいわし、まあじ、まさば及びごまさば）

令和元年 12 月
水 産 庁

1 背景

- (1) 過去、まいわし、まあじ、まさば及びごまさばの漁獲可能量留保枠（留保枠）の配分は基本計画の変更により対応。海洋生物の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「TAC法」という。）上、基本計画の変更は全て「水産政策審議会の意見を聴かなければならない」（TAC法第 3 条第 9 項の準用する同条第 8 項）とされていることから、変更の際し「その都度、事前に」水産政策審議会の意見を聴いてきており、変更に相当の時間を要していた。
- (2) このため、平成 30 年漁期から、以下のような運用の見直しを実施。
- ① 留保枠の配分は、ア) 漁獲可能量の表に留保枠の数量を記載し、イ) 指定漁業等の種類別に定める数量及び都道府県別に定める数量の表に追加された「資源の来遊状況等に数量の追加が必要と認められる場合には、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする」との規定に則して実施することで、基本計画の変更ではないと整理する。
 - ② ずわいがに留保枠と異なり、関係者間で要望量について合意形成する場がないことから資源管理分科会の審議事項として取り扱う。
- (3) 業界団体及び都道府県からは制度の更なる柔軟な運用の要望が出ている状況。

2 運用の見直し（案）

留保枠の配分は基本計画の変更とする。ただし、計画変更のうち、行政庁の恣意性のない、形式的・機械的な留保枠配分の類型（以下「形式的な類型」という）については、当該類型に関する計画変更のルールについて事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、当該ルールに則り変更されるものは、事後報告で対応できることとする。

3 形式的な類型（案）

これまで資源管理分科会で示した「配分量算出の考え方」を踏まえ以下のとおりとする。当該累計は基本計画にも記載する。

(1) 発動要件

漁業種類別又は都道府県別の採捕の実績が基本計画に定められた数量の 75 パーセントに達した場合（以下 75 パーセントに達した日を「基準日」という。）には、(2) に基づき算出した数量を当該区分へ配分する。

(2) 配分量の算出

期間予測漁獲量と基本計画に定められた数量との差又は漁期当初の数量のうち小さい方とする。

＜期間予測漁獲量の算出式＞

以下①から③までの合計値とする。

- ① 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- ② 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月：
 - ア 当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値を同期間の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3漁期年を平均した値で除すことで算出した当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率（以下「特異率」という。）が1以上の場合：
 - 当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に特異率を乗じて得た値
 - イ 特異率が1未満の場合：
 - 当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

4 計画変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した基本計画を遅滞なく公表する（T A C法第3条第9項の準用する同条第6項）とともに、都道府県に留保枠を配分する場合には、当該都道府県知事に対し計画を変更すべき旨を通知する（T A C法第4条第6項）。

都道府県知事は、上記変更通知を受けたときは、T A C法第4条第10項の準用する同条第3項から第5項までの手続に則して計画の変更を行う。

5 形式的な類型に則らない留保枠の配分

上記3の形式的な類型に則らない留保枠の配分を行う場合及び当該類型の変更を行う場合は事前に資源管理分科会の意見を聴くこととする。

6 その他

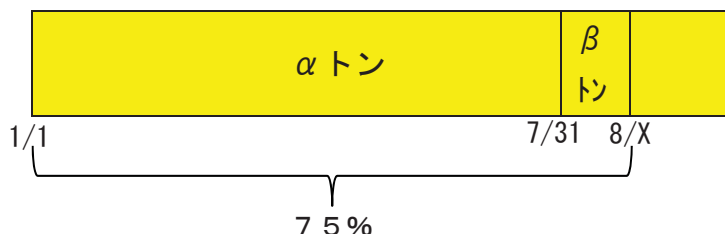
(1) 都道府県の数量と大中型まき網漁業の数量との移譲について協議が調った場合又は都道府県間で数量の移譲について協議が調った場合の対応については、上記2の留保枠配分の見直しと同様とし、基本計画に「移譲について協議が整った場合には、計画に掲げる数量を当該融通を反映した量に変更する。」旨を記載する。

(2) ずわいがにの留保枠配分については、上記2の浮魚類の留保枠配分の見直しと同様とし、関係者間で配分量について合意形成する場（T A C協議会）があることを踏まえ、基本計画に「留保枠から配分を行った場合は、計画に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。」旨を記載する。

○「形式的な類型」のイメージ（暦年で管理され、8月X日に発動要件達した場合）

1. 発動

基本計画に定められた数量の75%に到達



※特異率＝

α

1～7月の過去5漁期年の実績値のうち月ごとの上位3漁期の平均値

2. 期間予測漁獲量の算出

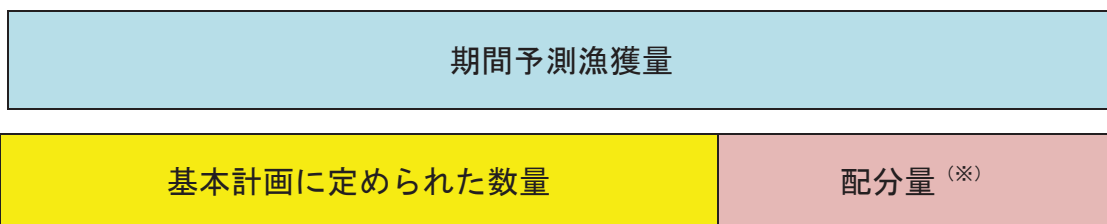
発動要件に達した日が属する月の翌月までの漁獲量の予測値を算出

1～7月 ①漁獲実績＝ α トン	8月 ② β トン／X日×31日	9月 ③5中上位3平均×特異率 ^(注)
----------------------------	---------------------------	-----------------------------------

(注) 特異率が1未満の場合は、同率は乗じない。

3. 配分

期間予測漁獲量と基本計画に定められた数量との差又は漁期当初の数量の小さい方を配分



(※) 漁期当初の数量の方が小さい場合には、漁期当初の数量を配分

4. 以降

新たに定められた数量の75%に達した都度、必要に応じて上記手続を繰り返す。